

鳥インフルエンザに係る採卵農家緊急支援対策(県独自の支援)について(2004.5.19)

採卵農家に対する県独自の支援を下記により実施することとなりましたので、お知らせします。

1. 採卵農家緊急支援対策事業の概要

移動制限等により出荷できなかった卵の価値減少分について、個々の農家の実態に応じた補填となるよう、国制度への上乗せ措置を行うこととする。

また、補填額が実質的に農家からの鶏卵買上となるよう、焼却処分輸送費等についても県独自の支援対象とする。

助成内容及び負担区分等

内 容	国制度 国	県	県独自の 支援(調整 額)	備 考
鶏卵価値の減少補てん (国単価121円まで)	1 / 2	1 / 2		液卵販売を控除する
鶏卵価値の減少補てん (国単価121円超)			10 / 10	
鶏卵の保管・輸送経費	1 / 2	1 / 2		
焼却処分のための輸送経費等			10 / 10	

事業主体:(社)山口県畜産振興協会)

概算事業費:315百万円(国制度:221百万円、県独自:94百万円)

2. 独自支援額の算定方法

(1) 基本方針

対象農家は、発生農場から半径30km圏内において、移動制限期間内に採卵鶏を飼育し、鶏卵を生産していたことが確認できる農家とする。(国制度と同様)

対象鶏卵は、移動制限措置により出荷制限された鶏卵とする。

県の独自支援額に対する補填割合は10割とする。

(2) 鶏卵価値(補填単価)の算定

鶏卵の補填単価は、販売方法が個々の農家により異なるため、各農家の実態調査を実施し、農家毎に算定する。

(3) 支払時期

第1回目:4月13日に国制度の6割相当を概算払いにより支出済(145,110千円)

今後、5月末、6月中旬に支払い予定

焼却処分は、5月18日現在で約87%の進捗で、5月末に終了の見込み。